

日本國際問題研究所中國部會編

中國共產黨史資料集

7

一九三四年一月—一九三五年九月

勁草書房刊

凡例

(1) 本資料集は、ほぼ五・四運動前後から一九四五年、太平洋戦争が終るまでの中国共産党に関する基本的資料を翻訳採録したものである。選択の基準は、第一に中共中央の発出した重要資料およびコミンテルンの中国関係の重要資料、第二に中共中央に準ずるか、あるいはこれを代表すると思われる個人・団体・政府の名（たとえば、毛沢東・王明・共産主義青年団・辺区政府等）で出された資料、第三に中国共産党と深い係わり合いをもつ大衆的諸団体（たとえば、中華全国総工会等）の名で発表された資料の順である。

(2) 本資料集は全一二巻におよび、各巻毎に、採録した資料についての編注・資料・資料目録・年表・使用文献資料一覧表およびその解題・索引を、この順序に従って掲載した。資料の配列は執筆ないし発表年月日の順とし、年月日の不明のものについてはその資料が掲載された文献の発行日付に従うか、あるいは推定によった。

(3) 複数の原典をもつ資料に関しては、原則として最も早い時期に公表されたと思われるものを原文として採用した。掲載した資料は、今回新たに訳されたものが多いが、従来翻訳され

ていたものについてはこれを参照するか、あるいはその翻訳者の校閲を経て転載したものもある。選択したもののうち、日本語訳のみあって原資料の見出し得ないものは、やむをえずそのまま採録した。ただし重要な資料ではあるが、わが国において今日はなほだ容易に日本語訳を見ることが出来るものについては、多くを掲載しなかった（たとえば『毛沢東選集』所収の資料など）。

(4) 紙数の制約により、重要と思われるかなりの資料を割愛せざるをえなかったが、本資料集作成の際に蒐集した各種の文献資料の中から重要と思われるものを選び巻末の資料目録に掲載したので、これを参照されたい。資料目録の記述は発表年月日、発出者あるいは著者、資料原名、所収原典の順とし、原典が複数の場合は、原則的にはすべて記した。ただし原典を蒐集しえなかったものについてのみ、後世編集された資料集から採り、その名を記した（たとえば、『赤匪反動文件彙編』『革命文献』『共匪禍国史料彙編』など）。また同様に原典を見出しえず日本語訳のみがあるものは、やむをえずそれからとった。発出年月日不明の場合は、明記しないまま、その前後を適宜判断

して配列した。

(5) 資料目録を利用する際の便宜のために、とくに重要と思われる事項、および事件を年表として上段に付した。また使用文献資料一覧表では、重要かつ初出のものについてのみ簡単な解題を付した。

(6) 使用文字は資料原名・所収原典名および原意を忠実に伝えるのに必要と思われる場合にのみ原文の通りとし、その他は新字体を用いた。

(7) 翻訳文は校閲して用語の統一等を行なったが、責任の所在は翻訳者にあるので、各資料の末尾に翻訳者名を記した。なお訳語は、原則として固有名詞は原語のままとし、その他は翻訳してある。訳文中「」の部分は訳注あるいは編者注、ないしは訳者が言葉を補ったものである。

(8) 編注は、原則として採録資料の背景（日付、場所、発出

者、前後の状況など）および参考資料をあげるに止めてある。

(9) 本資料集の編纂事業は、第一期に七年、第二期に三年の年月を要した。そのため、途中で編集者に若干の異動があった。各巻の扉裏の編集者一覧に多少の変動が生じた所以である。

(10) 本資料集には、なお不備な点や推敲の不十分なところも多く、また誤りなきを期したい。読者各位の叱正を待つものである。

(11) 本巻は、「第三次極左路線」のピークといわれる一九三四年一月の中国共産党五中全会、および第二回全国ソヴェト代表大会から、一九三五年八月のコミンテルン第七回大会までの時期を扱っている。この間、江西ソヴェト期後期の中共中央、中華ソヴェト政府の重要資料、長征期の資料、および「八一宣言」など中共の統一戦線政策への移行を示す資料、など多彩な資料六九篇を収録している。

中国共産党史資料集 第7巻

1973年7月25日 第1版第1刷発行

©編者 日本国際問題研究所
中国部会
発行者 井村寿二
東京都文京区後楽 2-23-15
印刷者 小林清
東京都港区三田 5-12-1

発行所	東京都文京区 後楽 2-23-15 振替 東京175253	株式会社 勁草書房
-----	-------------------------------------	--------------

落丁本・乱丁本はおとりかえいたします。

Printed in Japan

図書印刷・和田製本

3331-335703-1836

* 定価は外面に表示してあります。

目次

資料 1	紅軍総政治部 訓令第八号——遊撃隊工作について（一九三四年一月五日）	3
資料 2	中共中央・中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員会 紅軍家族優待土曜日条例 （一九三四年一月一〇日）	10
資料 3	中共五中全会 当面の情勢と党の任務についての決議（一九三四年一月一八日）	12
資料 4	中共五中全会 白色区域における経済闘争と労働組合工作についての決議（一九三四年一月）	31
資料 5	中共五中全会 第二回全国ソヴェト代表大会党フラクションに与える指令（一九三四年一月）	46
資料 6	毛沢東 第二回全国ソヴェト代表大会における中央執行委員会の報告（一九三四年一月二四日—二五日）	52
資料 7	毛沢東 第二回全国ソヴェト代表大会における中央執行委員会報告の結論（一九三四年一月二七日）	104
資料 8	第二回全国ソヴェト代表大会 紅軍問題についての決議（一九三四年一月三一日）	112
資料 9	第二回全国ソヴェト代表大会 ソヴェトの経済建設についての決議（一九三四年一月三一日）	117
資料 10	第二回全国ソヴェト代表大会 ソヴェト建設についての決議（一九三四年一月三一日）	123
資料 11	第二回全国ソヴェト代表大会 中華ソヴェト共和国憲法大綱（一九三四年一月）	129
資料 12	第二回全国ソヴェト代表大会の宣言（一九三四年二月一日）	133
資料 13	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員会 布告第一号——第二回全国ソヴェト代表大会および中央執行委員会第一回会議の結果について——（一九三四年二月三日）	137
資料 14	中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員会 紅軍家族優待条例（一九三四年二月八日）	140
資料 15	中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員会 紅軍家族優待耕田隊条例（一九三四年二月八日）	144

資料 16	顧作霖 新ソヴェト区・辺境区域の工作についての意見(一九三四年二月九日)	145
資料 17	賀昌 紅軍全国政治工作會議(一九三四年二月九日)	154
資料 18	周恩来 すべての政治工作は前線での勝利のために——紅軍全国政治工作會議における演説——(一九三四年二月一二日)	161
資料 19	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 命令中字第一号——中華ソヴェト共和国中央ソヴェト組織法(一九三四年二月一七日)	170
資料 20	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 命令中字第三号——補助労働雇傭暫行条例(一九三四年二月二〇日)	176
資料 21	中共中央 中共滿州省委員會に与える書簡——滿州反日戦争における党の当面の任務(一九三四年二月二日)	180
資料 22	周恩来 第五次戦役におけるわれわれの勝利(一)——持久戦について(一九三四年三月一三日)	195
資料 23	中共中央組織局 ソヴェト区党フラクションの組織と工作条例(一九三四年三月一五日)	210
資料 24	中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員會 訓令中字第一号——ひきつづき査田運動を展開する問題について(一九三四年三月一五日)	214
資料 25	華夫(オットー・ブラウン) 革命戦争のさし迫った問題(一九三四年三月)	217
資料 26	張聞天 どのようにに区ソヴェトの工作をするか(一九三四年四月六日)	221
資料 27	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 命令中字第五号——中華ソヴェト共和国司法手続(一九三四年四月八日)	229

資料 28	中華ソヴェト共和国臨時中央政府中央執行委員會 命令中字第六号——中華ソヴェト共和国反革命処罰条例（一九三四年四月八日）	231
資料 29	中共中央 日本帝國主義の華北に対する新たな進攻に際して民衆に告げる書（一九三四年四月一〇日）	236
資料 30	毛沢東 どのように郷ソヴェトの工作をするか（一九三四年四月一〇日）	242
資料 31	中共中央組織局 ソヴェト国有工場党支部工作条例（一九三四年四月一〇日）	255
資料 32	中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員會 命令中字第一六号——ソヴェト国有工場管理条例（一九三四年四月一〇日）	260
資料 33	中共中央 コミンテルン執行委員會第一三回プレナムのテーゼについての決定（一九三四年四月一二日）	262
資料 34	吳亮平 当面のソヴェト合作化運動の状況とわれわれの任務（一九三四年四月一二日）	265
資料 35	中共中央・中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員會 戦地の党とソヴェトに与える指示書簡（一九三四年四月二四日）	275
資料 36	『紅星』社論（周恩来） 土地のため、自由のため、ソヴェト政権のため、最後まで闘おう（一九三四年四月二七日）	284
資料 37	中国民族武装自衛委員會準備会 中国人民が日本と戦うための基本綱領（一九三四年五月三日）	288
資料 38	中共中央・共青团中央 中国の勤労大衆に告げる書（一九三四年五月五日）	293
資料 39	中共中央 各級党部・党フラクションおよび動員機関に与える書簡——三カ月で紅	

資料40	軍兵士五万人拡大計画を超過達成するために闘おう（一九三四年五月二日）	299
資料40	中国民族武装自衛委員会準備会 日本と戦うための宣言（一九三四年六月二〇日）	304
資料41	『紅色中華』社論（張聞天） 断固として反革命を鎮圧するのか？ あるいは反革命を前にして狂乱するのか？（一九三四年六月二五日）	313
資料42	中共中央組織局・中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員会 食糧動員についての緊急指示 ——七月一五日以前に二四万担の穀物収集計画を必ず達成せよ（一九三四年六月二七日）	318
資料43	中共中央・中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員会・中央革命軍事委員会 秋収の武装保護についての決定（一九三四年六月二九日）	321
資料44	ソヴェト国有企業労働者組合第一回代表大会 ソヴェト国有企業労働者組合工場委員会 の組織と工作暫行条例（一九三四年七月五日）	324
資料45	博古（秦邦憲） 武装した民衆の民族革命戦争を実現するために、中国共産党は何をし、また何をなさうとしているか？（一九三四年七月八日）	329
資料46	中華ソヴェト共和国臨時中央政府・紅軍革命軍事委員会 中国労働農民紅軍の北上抗日に際しての宣言（一九三四年七月一五日）	352
資料47	兵士の抗日六大綱領（一九三四年七月頃）	356
資料48	中共中央・中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員会 今年の秋収において穀物六〇万担を借入れること、および土地税を徴収することについての決定（一九三四年七月二日）	357
資料49	毛沢東 当面の時局と紅軍抗日先遣隊（一九三四年七月三一日）	360

資料 50	中央革命軍事委員会 紅軍の抗日宣誓（一九三四年八月一日）	364
資料 51	中共中央局 紅軍の北上抗日運動擁護のため白区党に与える書簡（一九三四年八月一四日）	365
資料 52	『紅星』社論（周恩来） 新たな情勢と新たな勝利（一九三四年八月一八日）	374
資料 53	中央革命軍事委員会 紅軍拡大についての緊急動員令（一九三四年九月二日）	380
資料 54	中華ソヴェト共和国臨時中央政府人民委員会 辺境区域・戦区工作について各省・ 県ソヴェトに与える指示書簡（一九三四年九月一九日）	384
資料 55	『紅色中華』社論（張聞天） すべてをソヴェト防衛のために（一九三四年九月二六日）	393
資料 56	中華ソヴェト共和国臨時中央政府・中共中央 大衆の遊撃戦争を展開するために全 ソヴェト区の民衆に告げる（一九三四年一〇月三日）	399
資料 57	『紅色中華』社論（項英） 広範な大衆の遊撃戦争をくりひろげて中央ソヴェト区を防 衛しよう（一九三四年一〇月一八日）	402
資料 58	王明（陳紹禹） ソヴェト中国の新たな状況と新たな戦術（一九三四年一月三日）	406
資料 59	中華ソヴェト共和国中央政府弁事処 布告第三号——国幣の使用について（一九三四年二月一日）	411
資料 60	王明（陳紹禹） 蔣介石の第六次囲剿に対する中国紅軍の闘争（一九三五年一月五日）	412
資料 61	チェ・ファ 奥地中国におけるソヴェト革命と紅軍の作戦（一九三五年一月五日）	432
資料 62	中共中央政治局拡大会議（遵義会議） 敵の第五次「囲剿」に反対する闘争についての 総括決議（一九三五年一月八日）	436
資料 63	V・ミロ 半植民地諸国における奥地ソヴェト区樹立のための闘争（一九三五年二月二〇日）	453

資料 64	リ 半植民地諸国における奥地ソヴェト区樹立のための条件——同志ミロに対する回答（一九三五年三月五日）	469
資料 65	M・フレッド 中国紅軍とともに前線にて（一九三五年四月末）	488
資料 66	王明・康生 中共吉東党部責任者に与える秘密書簡（一九三五年六月三日）	506
資料 67	中華ソヴェト共和国臨時中央政府・革命軍事委員会 日本の華北占領に際してのアピール（一九三五年六月一日）	517
資料 68	中国ソヴェト政府・中共中央 抗日救国のために全同胞に告げる書（一九三五年八月一日）	521
資料 69	王明 植民地および半植民地国における革命運動と共産党の戦術——コミンテルン第七回大会での演説——（一九三五年八月七日）	527
資料目録		561
使用文献資料一覧表		
索引		

中國共產黨史資料集

第七卷

資料1 紅軍総政治部

訓令第八号——遊撃隊工作について

(一九三四年一月五日)

「關於遊撃隊工作——一月五日總政治部訓令——」(「闘争」へ瑞金) 第四二期 一九三四年一月二日刊 一—六ページ)

〔編注〕 国民党の第五次「囲剿」の進展につれて、ソヴェト区周辺、および敵後方における遊撃戦の必要に迫られた党は、遊撃隊工作、そこでの政治的・組織的指導の強化を、従来にまして重視することとなった。そこで、党中央の遊撃工作に関する決議(原文は見当たらぬ)にもとづき、紅軍総政治部(当時の主任は王稼青、副主任は賀昌)から、以下の訓令が出されたようである。なお国民党軍の中央ソ区包囲が強まるとともに、ソ区周辺のみならず、戦地あるいは白区と隣接したソヴェトでの遊撃戦術はとりわけ重要になるが、それについては、中央革命軍事委員会参謀長とみなされる劉伯承の「把敵人後方的遊撃戦争發展成新的蘇區和紅軍」(「革命與戦争」第二期)、「現在遊撃隊要解答的問題」(「革命與戦争」第三期)などを見られたい。「闘争」の原文には訓令の番号が付されていないが、同名のパンフレットでは「訓令第八号」とある。

党中央は、ずっと前から一再ならず、次のように指摘してきた——「ソヴェト区域周辺、および敵の後方における遊撃戦争

を最大の注意をはらって展開し、新しい遊撃区域をつくりあげていかなければならず、遊撃隊のなかでの軍事的・政治的指導の強化を保証し、党とソヴェトの政策から逸脱したり、それに違反する遊撃隊内部での行動に対し、容赦なき闘争をしなければならぬ。遊撃戦争の展開は、主力紅軍が勝敗を決する戦争のなかで勝利をおさめるうえでの必要条件の一つである」と。本部は、党中央のこの指示にもとづき、中央ソヴェト区域の各遊撃隊の工作を点検した。そのうち、北部戦線の紅軍が直接派遣した挺進隊、江西軍区の一部の独立団(連隊)、および各軍区に所属するごく少数の遊撃隊(たとえば粵贛(ソヴェト区)の尋南挺進隊や、閩贛(ソヴェト区)の一部の遊撃隊)では遊撃隊の任務をかなり果たしているが、それ以外の一般の遊撃隊の現状はまだきわめて劣悪で、まったく遊撃隊の任務を果たしていないといえる。党中央の決議を一〇〇パーセント実現するために、本部はとくに次のような指示を発するものである。

一 第五次「囲剿」の決戦を目前にひかえながら、遊撃戦争を広範に展開し、紅軍の主力に呼応して作戦をすすめることがまだきわめて不十分であり、しかも多くの遊撃隊は、これまで一度もソヴェト区域から一歩も踏み出たことがなく、あるいは出たとしてもすぐ引き返し、紅軍の作戦に協力することが全然なされていない。いま軍区・分區政治部の双肩に課せられているのもっとも重大な任務は、党中央の第五次「囲剿」に関する決

議を中心とし、第五次「困勦」の決戦における遊撃隊の任務をわかりやすく説明し、それぞれの遊撃隊の積極性を大いに高めていくことである。すべての遊撃隊を戦闘的に動員し、敵の後方や側面へ本当に深くはいらせ、遊撃戦争を広い範囲にわたって展開し、遊撃戦術を機敏に運用し、敵のソヴェト区域攻撃の交通線・輸送路・兵站・堡壘を破壊し、敵の部隊を襲撃し、敵の後方においては大衆闘争や地方暴動を組織・指導し、新しい遊撃区域をつくりあげ、新しいソヴェトの領土を拡張して、紅軍の主力部隊の作戦に呼応し、より早く第五次決戦の勝利をかちとらなければならない。こうした戦闘的任務を解決するため、軍区・分区政治部は、ぜひともいろいろな具体的な措置を講じて、遊撃隊に対する指導を強めなければならない。かならず総合的戦略意思のもとに、遊撃隊の工作を計画的に点検・援助し、いつでも遊撃隊との緊密な関係を保証し、具体的な工作指示を与えて遊撃隊の工作を徹底的に改めさせ、遊撃隊工作を軽視するいかなる傾向に対しても、断固として闘争をすすめていかなければならない。

辺境区域・新「ソヴェト」区の遊撃隊は、同時に当地の最高党部の指示を仰がなければならない。地方党部とはもともと緊密な工作関係を樹立しなければならない。地方党部の指導から離れた誤った傾向には断固として反対しなければならない。

二 遊撃隊のなかにおける党の絶対的な指導的役割を強固な

ものとし、政治委員制度をただちにつくりあげ、それを強固にするとともに、堅固な党の支部組織をつくりあげて遊撃隊を指導していかなければならない。

いま、遊撃隊のなかでの政治委員制度はまだ強固なものとなっておらず、それどころか多くの遊撃隊では、いまだに政治委員がいらないありさまである。遊撃隊のなかの党の支部組織は、不健全で全体にいきわたっておらず、少なからぬ遊撃隊では、まだ党の支部が建設されていない（たとえば、江西三分区に所属している遊撃隊のうち、半数には党の支部がない）。隊員のなかでの黨員と団員の占めるパーセンテージは非常に低く（たとえば、福建三分区に所属している遊撃隊のなかで、黨員と団員は隊員の三四パーセントしか占めていない）、支部生活のほとんどが味気のない、生気に欠けたものであり、支部の非黨員大衆に対する指導はきわめて弱く、何人かの黨員や団員が革命の規律を破壊したり、逃亡して敵に投降するといった重大な現象が、つねに発生している。

各軍区・分区政治部は、ただちに地方党部と協議し、部隊と地方の黨員のなかのもともと優秀な労働者・農民幹部、まず第一に労働者幹部を勇敢に拔擢・訓練して遊撃隊の政治委員を担当させ、遊撃隊内部の政治工作を確立すべきである。政治委員の職責を果たしえない悪質分子には一人といえどもひきつづき政治委員を担当することを許してはならず、そうすることによ

つてそれぞれの遊撃隊の政治委員がみな、もつとも積極的で、もつとも確固たる人物であり、そのうえ党とソヴェートの政策のために本当に闘うことのできる分子であることを保証し、かならずこの原則を厳格に守って、遊撃隊のなかでの政治委員制度、つまり遊撃隊に対する党の指導を強固にしていかなければならない。

政治委員の指導のもとに、遊撃隊のなかでの党の支部組織を建設し、発展させていかなければならない。支部組織がまだ建設されていない遊撃隊については、軍区・分區政治部は地方党部と協議して、相当数の黨員や団員を動員してそれらの支部組織のない遊撃隊にはいらせ、党の支部を建設しなければならぬ。どの遊撃隊の支部でも、新しい黨員や団員を個別に推薦するといふやりかたで、黨員と団員の徴収運動をすすめていかなければならない。支部は、黨員や団員の拡大工作につき、經常的に討論し、点検していかなければならない。これは、支部工作の主要な任務の一つである。

各遊撃隊の政治委員は、支部工作に対する指導を強め、支部工作を積極的に建設していくべきであり、とくに黨員や団員に対する政治教育を強めなければならず、それには主として、生氣潑刺とした支部生活に依拠しなければならぬ。支部會議は、当面の党とソヴェートの政策や戦術の一般的な問題、上級政治機關の訓令や指示、および遊撃隊の任務や實際工作についての問

題を討議すべきであり、これらの問題は、部隊の状況や生活と密接に結びつけてこそ、それぞれの黨員や団員に討論する問題に対する興味をもたせうるのである。遊撃隊の支部では、遊撃区域内での党やソヴェート（あるいは革命委員會）の各種の工作についてたえず討議すべきであり、地方の党部やソヴェートから党や青年団の同志を報告にこさせるとともに、相互に代表を派遣して支部會議に参加させなければならない。

支部は、黨員や団員に対するボルシェヴィキ的教育を強め、黨員・団員一人ひとりの工作を適切に配分・点検し、黨員や団員一人ひとりがみな革命の規律を守り、勇敢で毅然とした模範になるようにしなければならない。「實際に、ソヴェートの法律に反する罪をおかした黨員には、もつとも厳しい責任を個人で負担させる措置をとり、黨員は非黨員の労働者・農民大衆よりもより大きな責任を負わなければならない」（コミンテルンの指示）。このことは、遊撃隊のなかの黨員にとつては、一層重要なことである。黨員や団員に対し粘り強く説得工作を行ない、悪質分子を断固として党外へ追放して、黨員や団員の革命の規律に対する自覺的な責任感を高めなければならず、こうしてはじめて少数の黨員・団員のおくれた現象をなくしうるのである。

三 遊撃隊の質的構成を改め、遊撃隊の組織をうち固め拡大していくために、軍区・分區政治部はただちに工作に着手しなければならない。